

第8 参 考 资 料

1 徴税用機動力調

平成27年 5月 1日現在

所属	区分	普通自動車	軽自動車
東	部	5 台	19 台
徳	島	3	14
吉野	川	1	4
自動車	税	1	1
南	部	0	4
西	部	0	6
税務	課	0	0
	計	5	29

2 県税収納機関数調

平成27年 4月 1日現在

局・庁舎等	区分	指定金融機関	指定代理金融機関	収納代理金融機関	ゆうちょ銀行 郵便局	計
東	部	49	46	118	129	342
徳	島	43	40	99	104	286
吉野	川	6	6	19	25	56
南	部	12	11	27	53	103
西	部	10	6	23	50	89
県	外	18	16	439	-	473
	計	89	79	607	232	1,007

3 県民の租税負担額調

区分	年度	22	23	24	25	26
国 税	税 収 入 額(千円)	128,168,826	123,532,510	125,661,097	140,186,109	162,714,200
	1 人 当 負 担 額 (円)	163,091	158,289	161,961	182,097	213,012
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	424,198	406,484	411,002	456,732	528,324
県 税	税 収 入 額(千円)	68,873,242	66,203,359	69,556,714	73,051,370	75,719,534
	1 人 当 負 担 額 (円)	87,639	84,830	89,650	94,891	99,126
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	227,948	217,842	227,501	238,004	245,857
市 町 村 税	税 収 入 額(千円)	104,063,790	102,199,535	101,553,139	101,587,026	104,164,358
	1 人 当 負 担 額 (円)	132,418	130,954	130,889	131,958	136,363
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	344,418	336,288	332,152	330,975	338,216
計	税 収 入 額(千円)	301,105,858	291,935,404	296,770,950	314,824,505	342,598,092
	1 人 当 負 担 額 (円)	383,148	374,073	382,500	408,946	448,501
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	996,564	960,614	970,655	1,025,711	1,112,396
人	口 (人)	785,873	780,423	775,871	769,844	763,873
世	帯 数 (世帯)	302,144	303,905	305,743	306,933	307,982

- (注) 1. 市町村税は国民健康保険料(税)を除いたものである。
 2. 人口及び世帯数は各年度10月1日現在の推計値である。
 3. 国税の税収入額は高松国税局調べによる。

4 平成26年度 利子割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	90,465	上勝町	281	北島町	7,610
鳴門市	18,707	佐那河内村	464	藍住町	10,361
小松島市	10,953	石井町	7,004	板野町	3,412
阿南市	21,329	神山町	951	上板町	2,989
吉野川市	10,153	那賀町	1,924	つるぎ町	1,979
阿波市	8,343	牟岐町	950	東みよし町	3,431
美馬市	6,935	美波町	1,447		
三好市	6,526	海陽町	1,790		
勝浦町	1,217	松茂町	5,277	計	224,498

5 平成26年度 配当割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	472,748	上勝町	1,474	北島町	39,859
鳴門市	97,537	佐那河内村	2,424	藍住町	54,318
小松島市	57,145	石井町	36,599	板野町	17,806
阿南市	111,591	神山町	4,967	上板町	15,605
吉野川市	52,891	那賀町	10,036	つるぎ町	10,272
阿波市	43,656	牟岐町	4,912	東みよし町	17,916
美馬市	36,213	美波町	7,550		
三好市	33,828	海陽町	9,338		
勝浦町	6,351	松茂町	27,657	計	1,172,693

6 平成26年度 株式等譲渡所得割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	299,087	上勝町	933	北島町	25,250
鳴門市	61,624	佐那河内村	1,533	藍住町	34,430
小松島市	36,117	石井町	23,152	板野町	11,255
阿南市	70,648	神山町	3,140	上板町	9,864
吉野川市	33,399	那賀町	6,339	つるぎ町	6,472
阿波市	27,640	牟岐町	3,084	東みよし町	11,328
美馬市	22,898	美波町	4,768		
三好市	21,297	海陽町	5,900		
勝浦町	4,012	松茂町	17,528	計	741,698

7 平成26年度 地方消費税交付金交付状況

(1) 社会保障財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	477,702	上勝町	3,217	北島町	39,106
鳴門市	111,074	佐那河内村	4,671	藍住町	60,198
小松島市	73,337	石井町	46,865	板野町	25,713
阿南市	137,348	神山町	10,901	上板町	22,979
吉野川市	79,486	那賀町	16,825	つるぎ町	18,940
阿波市	70,868	牟岐町	8,713	東みよし町	27,164
美馬市	58,656	美波町	14,021		
三好市	54,082	海陽町	18,861		
勝浦町	10,408	松茂町	27,210	計	1,418,345

(2) 一般財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	2,689,424	上勝町	14,656	北島町	190,409
鳴門市	525,832	佐那河内村	16,900	藍住町	264,357
小松島市	352,542	石井町	211,369	板野町	114,801
阿南市	667,172	神山町	48,792	上板町	92,993
吉野川市	357,193	那賀町	81,343	つるぎ町	89,456
阿波市	291,773	牟岐町	42,232	東みよし町	118,190
美馬市	265,991	美波町	62,205		
三好市	264,021	海陽町	87,214		
勝浦町	47,335	松茂町	163,371	計	7,059,571

8 平成26年度 ゴルフ場利用税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	36,889	阿波市	38,212	神山町	15,193
鳴門市	49,178	美馬市	11,346	上板町	4,016
阿南市	25,961	三好市	10,504	計	191,299

9 平成26年度 特別地方消費税交付金交付状況

該当なし

10 平成26年度 自動車取得税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	51,438	上勝町	3,811	北島町	5,115
鳴門市	19,223	佐那河内村	4,148	藍住町	7,691
小松島市	8,422	石井町	7,664	板野町	7,206
阿南市	23,870	神山町	7,359	上板町	6,331
吉野川市	18,164	那賀町	7,763	つるぎ町	7,045
阿波市	20,412	牟岐町	2,175	東みよし町	8,410
美馬市	20,167	美波町	3,265		
三好市	20,751	海陽町	5,592		
勝浦町	4,024	松茂町	3,979	計	274,025

11 平成26年度 特別徴収義務者に対する交付金交付状況

(単位：円)

局・庁舎	区分	ゴルフ場利用税		軽油引取税	
		交付人員	交付額	交付人員	交付額
東 部	徳島	10	440,600	83	137,460,000
	吉野川	8	337,600	80	137,134,600
		2	103,000	3	325,400
南 部		2	79,600	5	2,809,700
西 部		2	60,600	4	5,540,100
	計	14	580,800	92	145,809,800

12 不均一課税及び課税免除の適用状況（減収補てん額）

(単位：千円)

区分 年度	新産区域内 不均一課税	低開発地域内 課税免除		過疎地域内 課税免除		農工地区内 課税免除		リゾート地区 内課税免除	企業立地 課税免除	計
	不動産 取得税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	不動産 取得税	
55		1,744	6,519		480					8,743
56		4,760	12,786							17,546
57		136	5,489	205	174					6,004
58		2,588	10,353		358					13,299
59		3,251	1,884	468	106					5,709
60		19,274	15,493		108					34,875
61		1,858	38,239		261					40,358
62		38,929	9,010	3,617						51,556
63		18,355	31,870	3,830	36,632					90,687
元		4,801	42,028	1,048	23,663					71,540
2	9,443	6,173	33,138	921		645	89			50,409
3		10,085	30,728	12,060	15,518		462			68,853
4		21,481	34,145	4,062	30,888					90,576
5	39,209	8,155	16,698		59,635					123,697
6		861	13,256	38,168	27,971					80,256
7		9,098	10,140	10,305	51,437					80,980
8		24,029	12,819	21,833	59,811					118,492
9		897	495	2,973	50,725					55,090
10	30,310	616	8,430		51,912					91,268
11		6,893	3,978	1,371	1,192					13,434
12	104,294	46,931	34,832	2,937	447					189,441
13	28,913		54,143	3,347	458			124,068		210,929
14	557,806	35,469	54,419	18,964	2,063					668,721
15	38,272		17,485	5,169	1,230					62,156
16			3,117		657					3,774
17		1,893	2,122	589	2,468					7,072
18		1,900	8,252	2,179	570					12,901
19			1,692	7,927	7,103					16,722
20				2,941						2,941
21				477	119					596
22			△ 515			8,638	1,576			9,699
23				349						349
24				1,210						1,210
25				2,442					9,727	12,169
26				3,347	1,101				25,875	30,323
27					653				4,729	5,382

13 平成26年度都道府県税の決算見込額調

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 歩 合	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	26年度	25年度
総 額	15,697,578,930	106.9	16,096,487,292	105.6	15,683,494,923	106.2	97.4	96.9
北海道	530,073,535	103.5	547,891,120	102.4	531,446,500	103.0	97.0	96.4
青森	126,195,481	103.3	129,670,202	103.3	126,677,181	103.6	97.7	97.4
岩手	115,116,000	104.5	117,824,923	103.8	115,448,203	104.2	98.0	97.6
宮城	269,930,000	107.4	276,373,986	106.8	270,472,220	107.3	97.9	97.3
秋田	82,022,491	101.6	84,837,962	100.9	82,649,422	101.3	97.4	97.1
山形	96,900,000	103.1	99,391,615	102.2	97,307,407	103.0	97.9	97.1
福島	207,401,692	106.3	212,657,933	105.9	207,728,008	106.3	97.7	97.3
茨城	331,511,858	102.6	343,426,100	102.1	332,464,310	102.8	96.8	96.2
栃木	224,000,000	104.9	232,384,074	103.9	224,826,112	104.7	96.7	96.0
群馬	218,566,447	109.6	227,195,878	108.9	221,272,373	109.6	97.4	96.8
埼玉	680,000,000	102.6	715,134,847	102.3	687,098,548	102.9	96.1	95.5
千葉	865,563,000	114.5	897,413,719	112.5	866,759,322	113.5	96.6	95.8
東京都	3,125,967,259	109.4	3,121,056,300	105.5	3,048,332,242	106.0	97.7	97.3
神奈川県	1,109,686,442	106.1	1,140,518,563	106.0	1,112,226,721	106.5	97.5	97.1
新潟	240,764,000	103.9	245,269,471	103.7	241,281,033	104.0	98.4	98.1
富山	121,295,000	105.3	126,319,648	104.8	123,378,920	105.1	97.7	97.4
石川	128,310,858	105.5	134,029,578	104.9	130,107,605	105.3	97.1	96.7
福井	93,446,816	102.6	97,268,854	103.1	95,029,222	103.5	97.7	97.3
山梨	84,787,070	102.9	87,652,954	102.8	85,430,410	103.5	97.5	96.8
長野	202,860,305	103.5	207,738,566	103.2	203,509,781	103.6	98.0	97.6
岐阜	204,500,000	101.1	212,946,433	101.0	206,401,738	101.3	96.9	96.7
静岡	446,100,000	106.3	460,245,775	105.1	447,768,940	105.8	97.3	96.6
愛知	1,113,700,000	112.1	1,144,059,447	111.2	1,118,524,208	112.0	97.8	97.1
三重	228,773,000	106.3	236,451,632	105.9	231,436,728	106.5	97.9	97.3
滋賀	144,160,000	103.9	148,827,012	103.5	144,548,129	103.9	97.1	96.8
京都	250,709,000	103.4	256,250,802	102.9	251,009,808	103.4	98.0	97.5
大阪	1,206,449,865	107.7	1,233,849,839	106.9	1,202,142,760	107.6	97.4	96.8
兵庫	633,067,000	106.8	654,244,838	106.6	637,822,132	107.2	97.5	97.0
奈良	107,600,000	101.4	111,693,024	100.4	107,757,738	100.8	96.5	96.1
和歌山	85,962,000	104.7	88,718,086	103.1	86,883,032	103.5	97.9	97.6
鳥取	45,909,796	100.9	47,880,875	102.2	47,002,124	102.4	98.2	98.0
島根	60,056,596	109.5	61,175,376	105.1	60,415,052	105.4	98.8	98.5
岡山	209,041,416	106.1	217,088,744	106.6	212,018,016	107.1	97.7	97.2
広島	301,687,960	104.2	310,725,849	103.6	302,820,323	104.0	97.5	97.1
山口	157,698,326	103.6	163,238,582	103.7	160,147,506	104.1	98.1	97.7
徳島	73,500,000	104.3	77,359,114	103.4	75,719,534	103.7	97.9	97.6
香川	109,063,364	102.9	110,939,637	100.8	108,898,982	101.0	98.2	97.9
愛媛	128,900,000	102.2	132,136,076	101.7	129,003,732	102.2	97.6	97.2
高知	56,913,182	105.7	58,153,050	105.0	56,925,770	105.5	97.9	97.4
福井	539,662,251	106.0	560,844,745	105.8	545,834,376	106.4	97.3	96.8
佐賀	75,584,000	104.7	78,242,259	105.3	76,726,330	105.7	98.1	97.7
長崎	103,105,181	103.9	105,930,276	103.4	103,429,102	103.9	97.6	97.1
熊本	141,012,319	104.6	146,712,626	103.2	142,817,705	103.7	97.3	96.8
大分	108,500,000	104.6	111,488,015	103.9	108,564,222	104.5	97.4	96.9
宮崎	84,190,000	101.7	87,603,040	102.7	85,531,368	103.1	97.6	97.2
鹿児島	126,609,090	101.9	130,958,123	101.3	127,497,617	101.7	97.4	97.0
沖縄	100,726,330	108.0	104,667,724	107.2	102,402,410	107.8	97.8	97.3

(注) 前年比及び収入歩合については、小数点以下第2位を四捨五入した。

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	個人道府県民税(均等割および所得割)			個人道府県民税(配当割)			個人道府県民税(株式等譲渡所得割)		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	5,028,412,510	4,717,300,808	93.8	243,136,655	243,136,740	100.0	142,055,944	142,055,944	100.0
北海道	167,644,327	157,164,763	93.7	4,603,979	4,603,979	100.0	2,449,924	2,449,924	100.0
青森	33,825,915	31,258,826	92.4	972,165	972,165	100.0	403,242	403,242	100.0
岩手	35,012,789	33,399,049	95.4	855,711	855,711	100.0	404,123	404,123	100.0
宮城	78,740,314	73,921,470	93.9	2,182,183	2,182,183	100.0	1,210,841	1,210,841	100.0
秋田	25,976,856	24,362,211	93.8	836,134	836,134	100.0	363,522	363,522	100.0
山形	31,355,532	29,669,857	94.6	910,182	910,182	100.0	497,669	497,669	100.0
福島	59,937,961	56,366,216	94.0	2,078,486	2,078,486	100.0	1,097,282	1,097,282	100.0
茨城	109,189,014	100,999,884	92.5	4,386,346	4,386,346	100.0	2,525,409	2,525,409	100.0
栃木	73,837,787	67,515,538	91.4	3,084,773	3,084,773	100.0	1,683,029	1,683,029	100.0
群馬	69,066,927	64,031,203	92.7	2,788,930	2,788,930	100.0	1,630,537	1,630,537	100.0
埼玉	309,851,812	285,345,611	92.1	13,314,205	13,314,205	100.0	8,149,766	8,149,766	100.0
千葉	278,600,717	254,756,895	91.4	12,432,573	12,432,573	100.0	8,192,841	8,192,841	100.0
東京	844,545,211	792,309,634	93.8	43,535,565	43,535,565	100.0	26,588,458	26,588,458	100.0
神奈川	457,933,630	436,411,967	95.3	21,587,937	21,588,022	100.0	13,484,340	13,484,340	100.0
新潟	68,400,798	65,446,877	95.7	2,979,174	2,979,174	100.0	1,584,155	1,584,155	100.0
富山	38,036,954	35,812,043	94.2	2,162,769	2,162,769	100.0	1,065,298	1,065,298	100.0
石川	40,981,501	38,196,905	93.2	1,652,936	1,652,936	100.0	1,012,370	1,012,370	100.0
福井	27,279,606	25,441,489	93.3	1,476,510	1,476,510	100.0	848,475	848,475	100.0
山梨	27,847,411	26,122,392	93.8	1,200,494	1,200,494	100.0	702,159	702,159	100.0
長野	68,566,660	65,337,939	95.3	2,433,146	2,433,146	100.0	1,847,339	1,847,339	100.0
岐阜	72,377,240	67,818,591	93.7	3,313,092	3,313,092	100.0	1,893,424	1,893,424	100.0
静岡	147,917,660	137,564,165	93.0	6,717,934	6,717,934	100.0	4,144,040	4,144,040	100.0
愛知	340,828,062	320,315,902	94.0	17,385,046	17,385,046	100.0	11,234,861	11,234,861	100.0
三重	67,733,111	63,586,830	93.9	3,636,414	3,636,414	100.0	2,077,020	2,077,020	100.0
滋賀	51,849,791	49,120,833	94.7	2,230,336	2,230,336	100.0	1,422,044	1,422,044	100.0
京都	92,174,072	88,703,834	96.2	5,734,403	5,734,403	100.0	3,239,418	3,239,418	100.0
大阪	327,995,502	307,237,655	93.7	22,106,541	22,106,541	100.0	11,620,584	11,620,584	100.0
兵庫	221,059,331	207,980,595	94.1	14,755,582	14,755,582	100.0	8,003,530	8,003,530	100.0
奈良	49,670,791	47,054,928	94.7	4,335,739	4,335,739	100.0	2,348,993	2,348,993	100.0
和歌山	28,862,469	27,411,772	95.0	2,306,925	2,306,925	100.0	1,101,503	1,101,503	100.0
鳥取	15,643,922	14,940,115	95.5	714,986	714,986	100.0	369,054	369,054	100.0
島根	19,423,636	18,922,688	97.4	711,177	711,177	100.0	385,366	385,366	100.0
岡山	63,833,589	59,895,009	93.8	4,044,374	4,044,374	100.0	2,013,562	2,013,562	100.0
広島	103,167,064	97,406,693	94.4	5,022,444	5,022,444	100.0	2,709,409	2,709,409	100.0
山口	45,277,558	42,838,745	94.6	2,331,109	2,331,109	100.0	1,191,192	1,191,192	100.0
徳島	22,693,810	21,393,661	94.3	1,981,795	1,981,795	100.0	1,250,093	1,250,093	100.0
香川	32,486,987	30,896,421	95.1	2,190,365	2,190,365	100.0	1,091,764	1,091,764	100.0
愛媛	40,130,595	37,954,852	94.6	1,957,700	1,957,700	100.0	1,282,569	1,282,569	100.0
高知	20,072,618	19,207,164	95.7	971,181	971,181	100.0	507,269	507,269	100.0
福岡	170,530,707	159,385,329	93.5	7,343,590	7,343,590	100.0	4,096,250	4,096,250	100.0
佐賀	22,605,156	21,588,421	95.5	922,970	922,970	100.0	432,751	432,751	100.0
長崎	37,642,094	35,601,647	94.6	1,444,224	1,444,224	100.0	798,593	798,593	100.0
熊本	49,509,512	46,310,044	93.5	1,761,558	1,761,558	100.0	940,759	940,759	100.0
大分	32,599,294	30,810,699	94.5	976,615	976,615	100.0	574,195	574,195	100.0
宮崎	28,563,991	26,812,042	93.9	907,101	907,101	100.0	450,813	450,813	100.0
鹿児島	43,224,424	40,609,384	94.0	1,135,593	1,135,593	100.0	661,224	661,224	100.0
沖縄	33,907,801	32,062,019	94.6	723,662	723,662	100.0	474,886	474,886	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	969,152,982	962,557,270	99.3	112,372,200	112,372,231	100.0	193,877,092	186,409,528	96.1
北海道	24,381,308	24,160,091	99.1	2,401,248	2,401,248	100.0	4,520,359	4,277,592	94.6
青森	4,832,113	4,806,168	99.5	460,408	460,408	100.0	907,855	885,035	97.5
岩手	6,214,970	6,197,969	99.7	404,361	404,361	100.0	1,266,901	1,206,828	95.3
宮城	16,561,522	16,497,374	99.6	990,100	990,100	100.0	3,255,452	3,167,212	97.3
秋田	4,185,191	4,140,429	98.9	355,064	355,064	100.0	773,314	749,147	96.9
山形	4,853,594	4,827,940	99.5	455,238	455,238	100.0	1,016,807	978,057	96.2
福島	11,509,125	11,431,282	99.3	711,088	711,088	100.0	2,356,953	2,271,599	96.4
茨城	16,672,095	16,589,996	99.5	1,147,827	1,147,827	100.0	2,964,504	2,803,968	94.6
栃木	13,199,986	13,129,996	99.5	802,079	802,079	100.0	1,914,276	1,805,247	94.3
群馬	15,667,688	15,637,064	99.8	957,323	957,323	100.0	1,748,562	1,658,330	94.8
埼玉	32,502,783	32,316,110	99.4	3,198,106	3,198,106	100.0	11,994,567	11,630,346	97.0
千葉	29,835,746	29,633,058	99.3	3,139,994	3,139,994	100.0	7,768,726	7,292,280	93.9
東京都	272,729,030	269,134,967	98.7	43,977,230	43,977,244	100.0	49,690,103	48,340,265	97.3
神奈川県	51,396,230	51,243,721	99.7	5,757,585	5,757,602	100.0	18,183,849	17,698,687	97.3
新潟	12,026,381	11,998,905	99.8	1,073,371	1,073,371	100.0	2,165,196	2,050,727	94.7
富山	6,619,262	6,593,744	99.6	712,990	712,990	100.0	1,189,519	1,088,375	91.5
石川	8,070,502	8,021,925	99.4	750,229	750,229	100.0	1,501,201	1,286,088	85.7
福井	4,520,222	4,494,332	99.4	501,738	501,738	100.0	801,342	763,214	95.2
山梨	5,351,648	5,324,992	99.5	356,983	356,983	100.0	925,263	885,083	95.7
長野	11,699,745	11,640,527	99.5	1,020,627	1,020,627	100.0	1,656,734	1,568,004	94.6
岐阜	10,412,501	10,315,894	99.1	1,186,398	1,186,398	100.0	2,410,370	2,241,992	93.0
静岡	25,455,986	25,359,160	99.6	2,336,481	2,336,481	100.0	5,582,137	5,289,202	94.8
愛知	89,206,752	89,163,992	100.0	6,622,744	6,622,744	100.0	12,895,244	12,333,700	95.6
三重	10,679,279	10,636,440	99.6	1,101,835	1,101,835	100.0	2,016,767	1,968,758	97.6
滋賀	8,933,180	8,889,023	99.5	711,025	711,025	100.0	1,364,346	1,313,505	96.3
京都	15,095,689	15,033,834	99.6	2,288,809	2,288,809	100.0	3,720,473	3,593,867	96.6
大阪	85,452,706	85,152,009	99.6	9,486,130	9,486,130	100.0	14,778,039	14,274,989	96.6
兵庫	28,552,195	28,397,344	99.5	4,403,069	4,403,069	100.0	6,766,624	6,458,957	95.5
奈良	4,163,523	4,127,342	99.1	1,040,491	1,040,491	100.0	1,275,691	1,232,463	96.6
和歌山	4,098,395	4,084,494	99.7	725,221	725,221	100.0	980,606	957,442	97.6
鳥取	2,367,613	2,362,006	99.8	323,262	323,262	100.0	423,275	406,314	96.0
島根	3,200,718	3,186,134	99.5	406,358	406,358	100.0	626,952	602,386	96.1
岡山	10,756,941	10,699,003	99.5	1,190,913	1,190,913	100.0	1,648,122	1,536,810	93.2
広島	18,328,734	18,232,117	99.5	2,007,906	2,007,906	100.0	3,673,534	3,515,061	95.7
山口	7,613,421	7,594,302	99.7	1,029,631	1,029,631	100.0	1,439,321	1,370,707	95.2
徳島	5,678,360	5,656,704	99.6	443,425	443,425	100.0	519,224	499,982	96.3
香川	7,374,853	7,341,912	99.6	838,033	838,033	100.0	805,591	776,196	96.4
愛媛	7,480,915	7,424,668	99.2	990,310	990,310	100.0	1,167,228	1,093,916	93.7
高知	2,948,824	2,941,692	99.8	436,736	436,736	100.0	719,296	699,658	97.3
福岡	29,961,605	29,738,502	99.3	2,528,943	2,528,943	100.0	6,418,959	6,111,749	95.2
佐賀	4,199,668	4,183,272	99.6	293,022	293,022	100.0	817,158	795,942	97.4
長崎	5,483,441	5,464,101	99.6	483,366	483,366	100.0	1,210,840	1,172,256	96.8
熊本	7,707,145	7,678,705	99.6	603,008	603,008	100.0	1,518,875	1,455,414	95.8
大分	5,133,623	5,092,054	99.2	445,399	445,399	100.0	964,526	912,273	94.6
宮崎	4,103,378	4,090,437	99.7	322,223	322,223	100.0	983,062	952,967	96.9
鹿児島	6,363,214	6,333,279	99.5	510,284	510,284	100.0	1,250,991	1,162,293	92.9
沖縄	5,571,183	5,558,260	99.8	443,589	443,589	100.0	1,298,359	1,274,645	98.2

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法人事業税			地方消費税 (譲渡割)			地方消費税 (貨物割)		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	3,032,690,532	3,016,791,413	99.5	1,989,659,776	1,989,659,776	100.0	1,116,740,310	1,116,740,310	100.0
北海道	80,950,276	80,465,842	99.4	63,838,832	63,838,832	100.0	22,884,039	22,884,039	100.0
青森	17,971,712	17,945,821	99.9	13,763,041	13,763,041	100.0	1,482,782	1,482,782	100.0
岩手	19,731,384	19,701,953	99.9	12,376,428	12,376,428	100.0	45,983	45,983	100.0
宮城	55,064,861	54,901,508	99.7	32,145,916	32,145,916	100.0	11,043,015	11,043,015	100.0
秋田	13,850,392	13,755,118	99.3	8,903,845	8,903,845	100.0	1,349,385	1,349,385	100.0
山形	15,530,975	15,492,162	99.8	12,466,843	12,466,843	100.0	789,832	789,832	100.0
福島	46,785,002	46,621,608	99.7	21,295,012	21,295,012	100.0	1,693,198	1,693,198	100.0
茨城	57,075,497	56,879,095	99.7	30,094,188	30,094,188	100.0	17,851,586	17,851,586	100.0
栃木	44,248,574	44,090,177	99.6	22,205,041	22,205,041	100.0	301,897	301,897	100.0
群馬	47,279,128	47,229,877	99.9	23,728,990	23,728,990	100.0	169,405	169,405	100.0
埼玉	99,122,426	98,624,061	99.5	69,571,055	69,571,055	100.0	436,556	436,556	100.0
千葉	98,862,413	98,487,800	99.6	55,449,596	55,449,596	100.0	249,952,537	249,952,537	100.0
東京	738,298,789	728,698,626	98.7	689,267,965	689,267,965	100.0	152,325,732	152,325,732	100.0
神奈川	183,468,901	183,149,153	99.8	80,876,124	80,876,124	100.0	124,969,015	124,969,015	100.0
新潟	47,174,369	47,035,973	99.7	29,275,032	29,275,032	100.0	12,223,945	12,223,945	100.0
富山	22,601,854	22,567,697	99.8	17,870,551	17,870,551	100.0	1,957,461	1,957,461	100.0
石川	25,789,627	25,702,988	99.7	16,706,242	16,706,242	100.0	2,067,916	2,067,916	100.0
福井	19,434,931	19,426,623	100.0	11,656,322	11,656,322	100.0	939,086	939,086	100.0
山梨	17,518,677	17,463,223	99.7	8,197,004	8,197,004	100.0	112,119	112,119	100.0
長野	38,008,048	37,872,544	99.6	21,745,883	21,745,883	100.0	149,241	149,241	100.0
岐阜	34,057,016	33,848,838	99.4	26,559,104	26,559,104	100.0	222,698	222,698	100.0
静岡	100,506,693	100,355,755	99.8	42,092,854	42,092,854	100.0	13,230,390	13,230,390	100.0
愛知	283,315,472	283,262,174	100.0	77,396,759	77,396,759	100.0	87,857,464	87,857,464	100.0
三重	40,373,928	40,308,725	99.8	17,748,787	17,748,787	100.0	31,355,476	31,355,476	100.0
滋賀	31,010,822	30,920,611	99.7	11,661,441	11,661,441	100.0	190,946	190,946	100.0
京都	51,435,066	51,501,488	100.1	27,632,319	27,632,319	100.0	1,046,937	1,046,937	100.0
大阪	244,883,947	244,010,689	99.6	185,093,538	185,093,538	100.0	149,505,037	149,505,037	100.0
兵庫	103,296,743	102,973,306	99.7	56,890,324	56,890,324	100.0	77,892,984	77,892,984	100.0
奈良	12,731,775	12,657,473	99.4	7,806,139	7,806,139	100.0	3,557	3,557	100.0
和歌山	13,196,601	13,184,224	99.9	9,060,594	9,060,594	100.0	5,832,588	5,832,588	100.0
鳥取	8,172,580	8,156,301	99.8	5,123,922	5,123,922	100.0	537,742	537,742	100.0
島根	12,017,587	11,974,539	99.6	7,502,818	7,502,818	100.0	348,245	348,245	100.0
岡山	34,774,870	34,667,310	99.7	23,859,996	23,859,996	100.0	21,891,898	21,891,898	100.0
広島	59,465,439	59,267,113	99.7	33,001,284	33,001,284	100.0	12,345,870	12,345,870	100.0
山口	26,481,603	26,452,583	99.9	16,894,328	16,894,328	100.0	23,145,285	23,145,285	100.0
徳島	17,348,883	17,241,969	99.4	6,646,343	6,646,343	100.0	1,076,239	1,076,239	100.0
香川	21,893,917	21,843,399	99.8	14,168,011	14,168,011	100.0	3,263,058	3,263,058	100.0
愛媛	24,032,839	23,862,888	99.3	14,836,008	14,836,008	100.0	6,405,788	6,405,788	100.0
高知	9,348,652	9,340,408	99.9	7,078,965	7,078,965	100.0	215,670	215,670	100.0
福岡	93,334,552	92,831,604	99.5	67,839,416	67,839,416	100.0	51,956,503	51,956,503	100.0
佐賀	14,382,491	14,362,873	99.9	8,195,022	8,195,022	100.0	1,259,735	1,259,735	100.0
長崎	16,874,563	16,853,861	99.9	12,956,891	12,956,891	100.0	3,559,908	3,559,908	100.0
熊本	22,917,914	22,869,781	99.8	17,264,060	17,264,060	100.0	777,709	777,709	100.0
大分	17,235,334	17,111,665	99.3	12,401,377	12,401,377	100.0	11,801,141	11,801,141	100.0
宮崎	14,835,814	14,819,501	99.9	9,741,933	9,741,933	100.0	357,772	357,772	100.0
鹿児島	19,141,563	19,100,048	99.8	15,687,812	15,687,812	100.0	4,082,785	4,082,785	100.0
沖縄	16,856,032	16,900,438	100.3	13,085,821	13,085,821	100.0	3,832,155	3,832,155	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	395,861,734	371,712,678	93.9	155,341,660	155,341,096	100.0	48,053,635	47,887,642	99.7
北海道	16,440,894	15,425,520	93.8	7,994,399	7,994,399	100.0	1,768,873	1,739,728	98.4
青森	2,652,280	2,595,926	97.9	1,836,264	1,836,264	100.0	159,327	159,327	100.0
岩手	2,393,856	2,317,283	96.8	1,588,035	1,588,035	100.0	291,998	291,998	100.0
宮城	6,753,656	6,562,574	97.2	3,193,778	3,193,778	100.0	733,494	723,610	98.7
秋田	1,889,101	1,666,278	88.2	1,246,506	1,246,506	100.0	173,383	173,383	100.0
山形	2,341,629	2,252,221	96.2	1,257,950	1,257,950	100.0	136,459	136,346	99.9
福島	4,168,645	3,812,188	91.4	2,750,524	2,750,524	100.0	670,505	655,317	97.7
茨城	6,700,863	6,373,103	95.1	3,847,619	3,847,619	100.0	2,940,184	2,915,467	99.2
栃木	5,541,946	5,312,584	95.9	2,529,557	2,529,557	100.0	2,495,675	2,494,267	99.9
群馬	6,214,604	6,014,430	96.8	2,469,293	2,469,293	100.0	1,334,664	1,334,664	100.0
埼玉	18,125,460	17,579,089	97.0	8,218,314	8,218,314	100.0	2,288,488	2,288,488	100.0
千葉	17,852,320	16,443,678	92.1	7,184,367	7,184,367	100.0	4,514,109	4,514,109	100.0
東京	79,817,177	76,631,466	96.0	18,134,702	18,134,154	100.0	626,385	626,385	100.0
神奈川	28,973,214	26,601,876	91.8	9,837,177	9,837,177	100.0	1,627,896	1,627,896	100.0
新潟	5,430,067	5,203,926	95.8	2,695,354	2,695,354	100.0	576,810	576,810	100.0
富山	2,745,375	2,658,559	96.8	1,249,438	1,249,438	100.0	337,838	337,676	100.0
石川	3,237,805	3,025,915	93.5	1,418,186	1,418,186	100.0	554,079	550,695	99.4
福井	1,642,625	1,536,337	93.5	930,824	930,824	100.0	271,390	271,390	100.0
山梨	2,249,344	2,116,877	94.1	1,065,968	1,065,968	100.0	781,471	781,471	100.0
長野	4,559,254	4,357,914	95.6	2,284,615	2,284,615	100.0	932,603	920,028	98.7
岐阜	4,432,441	4,275,824	96.5	2,193,231	2,193,231	100.0	1,803,211	1,801,404	99.9
静岡	11,176,063	10,745,645	96.1	4,353,517	4,353,511	100.0	2,646,850	2,639,558	99.7
愛知	22,881,029	21,987,138	96.1	8,777,892	8,777,892	100.0	1,605,119	1,605,119	100.0
三重	4,198,954	4,090,394	97.4	2,139,599	2,139,599	100.0	1,882,319	1,882,319	100.0
滋賀	4,415,395	3,827,459	86.7	1,602,297	1,602,297	100.0	1,133,035	1,119,909	98.8
京都	8,336,355	7,713,007	92.5	2,885,893	2,885,883	100.0	827,777	827,350	99.9
大阪	36,100,866	30,508,994	84.5	12,388,315	12,388,315	100.0	1,555,298	1,532,077	98.5
兵庫	17,708,615	16,898,601	95.4	5,914,530	5,914,530	100.0	3,971,486	3,970,971	100.0
奈良	2,915,276	2,468,034	84.7	1,298,899	1,298,899	100.0	913,309	912,473	99.9
和歌山	2,176,852	2,036,898	93.6	1,206,238	1,206,238	100.0	390,508	390,508	100.0
鳥取	1,008,137	941,210	93.4	657,301	657,301	100.0	109,839	109,053	99.3
島根	995,039	966,838	97.2	715,244	715,244	100.0	151,634	151,634	100.0
岡山	4,289,699	4,156,266	96.9	2,210,955	2,210,955	100.0	800,136	787,502	98.4
広島	7,338,523	6,678,330	91.0	3,167,616	3,167,616	100.0	782,293	780,843	99.8
山口	2,446,958	2,363,534	96.6	1,611,128	1,611,128	100.0	550,830	550,830	100.0
徳島	1,745,898	1,688,830	96.7	897,025	897,025	100.0	275,210	275,210	100.0
香川	1,868,325	1,809,364	96.8	1,175,484	1,175,484	100.0	385,952	385,952	100.0
愛媛	3,155,961	2,998,863	95.0	1,581,824	1,581,824	100.0	470,579	470,579	100.0
高知	1,169,913	1,129,326	96.5	906,440	906,440	100.0	247,405	247,405	100.0
福岡	16,858,166	15,872,129	94.2	6,556,544	6,556,544	100.0	1,059,579	1,059,579	100.0
佐賀	1,849,744	1,784,778	96.5	1,082,397	1,082,397	100.0	307,329	307,329	100.0
長崎	2,529,490	2,396,105	94.7	1,664,113	1,664,113	100.0	311,778	311,778	100.0
熊本	4,203,690	4,012,036	95.4	2,127,710	2,127,710	100.0	627,421	620,097	98.8
大分	2,411,844	2,349,340	97.4	1,431,729	1,431,729	100.0	355,696	355,697	100.0
宮崎	2,040,854	1,976,776	96.9	1,365,337	1,365,337	100.0	485,700	485,700	100.0
鹿児島	3,792,122	3,575,149	94.3	1,928,825	1,928,825	100.0	430,819	430,819	100.0
沖縄	4,085,410	3,974,066	97.3	1,768,709	1,768,709	100.0	756,892	756,892	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	86,282,186	86,273,583	100.0	951,401,180	935,578,105	98.3	1,585,642,416	1,556,197,971	98.1
北海道	4,809,640	4,807,899	100.0	61,392,298	59,465,150	96.9	79,068,790	77,041,854	97.4
青森	986,782	986,782	100.0	14,110,588	14,051,910	99.6	17,025,512	16,789,479	98.6
岩手	1,096,555	1,096,554	100.0	18,042,537	17,610,428	97.6	17,953,103	17,806,304	99.2
宮城	2,084,113	2,084,113	100.0	28,646,313	28,514,350	99.5	33,295,130	32,862,384	98.7
秋田	902,595	902,595	100.0	9,563,014	9,563,014	100.0	14,187,873	14,005,151	98.7
山形	856,807	856,807	100.0	10,341,440	10,308,066	99.7	16,374,699	16,202,316	98.9
福島	1,818,098	1,818,098	100.0	24,082,701	24,005,840	99.7	31,013,799	30,430,971	98.1
茨城	2,057,140	2,057,140	100.0	32,304,611	32,058,060	99.2	52,644,762	50,919,416	96.7
栃木	1,741,844	1,741,844	100.0	22,730,407	22,625,279	99.5	35,913,747	35,448,832	98.7
群馬	1,730,748	1,730,748	100.0	17,225,744	17,225,744	100.0	35,142,937	34,625,437	98.5
埼玉	4,507,261	4,507,085	100.0	45,821,836	45,642,946	99.6	88,000,038	86,244,772	98.0
千葉	3,931,294	3,929,162	99.9	41,630,955	40,117,555	96.4	77,883,045	75,138,737	96.5
東京	9,179,424	9,177,874	100.0	42,706,651	41,165,739	96.4	108,002,306	106,787,188	98.9
神奈川	5,647,881	5,647,862	100.0	41,639,670	39,794,028	95.6	94,874,986	93,517,388	98.6
新潟	1,742,087	1,742,087	100.0	24,707,941	24,281,386	98.3	32,281,292	32,179,855	99.7
富山	806,733	806,733	100.0	11,597,805	11,337,626	97.8	17,352,305	17,144,936	98.8
石川	888,539	888,590	100.0	10,573,550	10,514,110	99.4	17,862,542	17,528,911	98.1
福井	596,383	596,383	100.0	7,965,458	7,942,231	99.7	12,289,231	12,089,605	98.4
山梨	617,144	617,144	100.0	7,080,315	7,080,315	100.0	13,247,135	13,004,372	98.2
長野	1,828,980	1,828,980	100.0	18,104,717	18,104,717	100.0	32,829,783	32,333,387	98.5
岐阜	1,607,125	1,607,030	100.0	17,237,905	16,772,734	97.3	33,070,855	32,283,441	97.6
静岡	2,654,399	2,654,399	100.0	35,253,197	35,253,197	100.0	56,019,315	54,961,865	98.1
愛知	6,841,890	6,841,449	100.0	59,026,882	57,331,051	97.1	117,190,365	115,420,910	98.5
三重	1,447,170	1,447,170	100.0	21,589,419	21,317,996	98.7	28,137,987	27,805,404	98.8
滋賀	948,700	948,498	100.0	12,769,209	12,307,521	96.4	18,517,929	18,219,301	98.4
京都	1,539,342	1,538,914	100.0	13,841,389	13,607,679	98.3	26,353,966	25,568,791	97.0
大阪	5,040,356	5,038,487	100.0	45,457,621	44,767,030	98.5	81,615,397	79,389,168	97.3
兵庫	3,403,898	3,403,898	100.0	38,069,698	37,835,973	99.4	63,496,012	61,986,162	97.6
奈良	723,361	723,361	100.0	6,143,490	5,965,366	97.1	16,173,957	15,635,104	96.7
和歌山	604,321	604,321	100.0	6,639,222	6,595,760	99.3	11,499,953	11,350,217	98.7
鳥取	343,113	343,113	100.0	5,003,628	4,965,703	99.2	7,052,425	7,025,081	99.6
島根	405,637	405,637	100.0	5,577,605	5,511,369	98.8	8,254,791	8,172,219	99.0
岡山	1,180,587	1,180,587	100.0	17,999,623	17,741,193	98.6	26,119,106	25,668,770	98.3
広島	1,719,593	1,719,593	100.0	23,484,905	22,942,669	97.7	33,925,919	33,438,063	98.6
山口	893,204	893,204	100.0	13,857,779	13,611,262	98.2	18,205,526	17,999,957	98.9
徳島	412,387	412,387	100.0	5,937,959	5,933,625	99.9	10,424,714	10,295,455	98.8
香川	560,143	560,143	100.0	9,399,437	9,378,544	99.8	13,424,099	13,166,971	98.1
愛媛	712,513	712,513	100.0	10,357,591	10,352,684	100.0	16,156,276	15,829,927	98.0
高知	355,213	355,213	100.0	5,004,002	4,947,613	98.9	8,118,366	7,888,596	97.2
福岡	2,869,311	2,869,311	100.0	39,242,536	38,433,972	97.9	60,000,570	58,971,453	98.3
佐賀	422,308	422,308	100.0	9,613,974	9,364,205	97.4	10,325,863	10,198,634	98.8
長崎	550,558	550,558	100.0	7,275,009	7,173,253	98.6	13,045,963	12,899,107	98.9
熊本	873,084	873,084	100.0	13,890,029	13,790,213	99.3	21,768,282	21,518,362	98.9
大分	606,288	606,288	100.0	9,168,754	9,077,695	99.0	14,499,537	14,277,016	98.5
宮崎	544,662	544,662	100.0	9,330,598	9,267,390	99.3	13,291,346	13,158,330	99.0
鹿児島	736,996	736,996	100.0	12,919,438	12,918,721	100.0	18,395,449	17,930,723	97.5
沖縄	455,979	455,979	100.0	7,041,730	7,005,193	99.5	13,315,433	13,037,649	97.9

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	釧 区 税			固定資産税			狩 猟 税		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
総 額	349,019	332,436	95.2	1,691,819	1,691,819	100.0	1,486,727	1,486,723	100.0
北 海 道	30,580	29,699	97.1	888,740	888,740	100.0	97,946	97,946	100.0
青 森	3,095	2,884	93.2	73,401	73,401	100.0	14,235	14,235	100.0
岩 手	17,996	17,033	94.6	0	0	0.0	28,554	28,554	100.0
宮 城	3,005	3,005	100.0	0	0	0.0	23,846	23,846	100.0
秋 田	16,450	15,904	96.7	0	0	0.0	18,106	18,106	100.0
山 形	4,381	4,381	100.0	0	0	0.0	17,893	17,893	100.0
福 島	12,530	12,275	98.0	0	0	0.0	39,450	39,450	100.0
茨 城	5,639	4,533	80.4	0	0	0.0	55,107	55,107	100.0
栃 木	7,359	7,317	99.4	0	0	0.0	41,186	41,186	100.0
群 馬	1,679	1,679	100.0	0	0	0.0	38,719	38,719	100.0
埼 玉	4,872	4,872	100.0	0	0	0.0	26,781	26,781	100.0
千 葉	40,548	40,548	100.0	0	0	0.0	43,962	43,962	100.0
東 京	2,180	2,180	100.0	0	0	0.0	4,794	4,794	100.0
神 奈 川	1	1	100.0	0	0	0.0	21,810	21,810	100.0
新 潟	49,750	49,707	99.9	0	0	0.0	31,657	31,657	100.0
富 山	1,516	1,045	68.9	0	0	0.0	11,980	11,980	100.0
石 川	426	426	100.0	0	0	0.0	12,721	12,721	100.0
福 井	2,376	2,376	100.0	0	0	0.0	17,290	17,290	100.0
山 梨	292	286	97.9	363,616	363,616	100.0	35,912	35,912	100.0
長 野	2,727	2,727	100.0	0	0	0.0	62,163	62,163	100.0
岐 阜	20,032	16,383	81.8	0	0	0.0	34,883	34,883	100.0
静 岡	3,854	3,854	100.0	0	0	0.0	65,230	65,230	100.0
愛 知	2,944	2,894	98.3	366,062	366,062	100.0	20,630	20,630	100.0
三 重	3,437	3,431	99.8	0	0	0.0	38,006	38,006	100.0
滋 賀	6,974	6,974	100.0	0	0	0.0	20,210	20,210	100.0
京 都	664	541	81.5	0	0	0.0	29,487	29,487	100.0
大 阪	91	91	100.0	0	0	0.0	10,561	10,561	100.0
兵 庫	4,010	4,003	99.8	0	0	0.0	52,189	52,189	100.0
奈 良	820	820	100.0	0	0	0.0	17,026	17,026	100.0
和 歌 山	120	120	100.0	0	0	0.0	34,207	34,207	100.0
鳥 取	724	724	100.0	0	0	0.0	12,783	12,783	100.0
島 根	1,240	1,240	100.0	0	0	0.0	25,214	25,214	100.0
岡 山	11,253	11,253	100.0	0	0	0.0	39,217	39,217	100.0
広 島	4,836	4,836	100.0	0	0	0.0	37,461	37,457	100.0
山 口	7,913	7,913	100.0	0	0	0.0	31,923	31,923	100.0
徳 島	1,379	1,366	99.1	0	0	0.0	25,279	25,279	100.0
香 川	12	12	100.0	0	0	0.0	13,353	13,353	100.0
愛 媛	4,041	3,962	98.0	0	0	0.0	42,921	42,921	100.0
高 知	6,484	6,428	99.1	0	0	0.0	46,006	46,006	100.0
福 岡	8,308	5,705	68.7	0	0	0.0	33,312	33,312	100.0
佐 賀	370	370	100.0	0	0	0.0	15,255	15,255	100.0
長 崎	3,878	3,774	97.3	0	0	0.0	12,870	12,870	100.0
熊 本	10,743	8,678	80.8	0	0	0.0	38,232	38,232	100.0
大 分	11,304	10,921	96.6	0	0	0.0	46,583	46,583	100.0
宮 崎	6,669	6,597	98.9	0	0	0.0	47,349	47,349	100.0
鹿 児 島	11,210	9,423	84.1	0	0	0.0	48,793	48,793	100.0
沖 縄	8,307	7,246	87.2	0	0	0.0	3,635	3,635	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法定外普通税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総額	31,162,171	31,162,171	100.0	9,165,623	8,750,599	95.5	1,951,111	56,073	2.9
北海道	899,960	899,960	100.0	811,601	808,967	99.7	13,107	328	2.5
青森	18,087,757	18,087,757	100.0	101,382	101,382	100.0	346	346	100.0
岩手	0	0	0.0	99,463	99,462	100.0	176	147	83.5
宮城	0	0	0.0	444,817	444,817	100.0	1,630	124	7.6
秋田	0	0	0.0	242,280	241,974	99.9	4,951	1,656	33.5
山形	0	0	0.0	183,647	183,647	100.0	38	0	0.0
福島	0	0	0.0	637,574	637,574	100.0	0	0	0.0
茨城	950,557	950,557	100.0	0	0	0.0	13,152	5,009	38.1
栃木	0	0	0.0	0	0	0.0	104,911	7,469	7.1
群馬	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉	0	0	0.0	0	0	0.0	521	385	73.9
千葉	0	0	0.0	0	0	0.0	97,976	9,630	9.8
東京都	0	0	0.0	1,624,001	1,624,006	100.0	597	0	0.0
神奈川県	0	0	0.0	0	0	0.0	238,307	44	0.0
新潟	534,897	534,897	100.0	316,243	316,243	100.0	952	952	100.0
富山	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川	770,452	770,452	100.0	0	0	0.0	178,754	0	0.0
福井	6,094,997	6,094,997	100.0	0	0	0.0	48	0	0.0
山梨	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	0	0	0.0	6,301	0	0.0
岐阜	0	0	0.0	14,954	14,954	100.0	99,953	1,823	1.8
静岡県	0	0	0.0	0	0	0.0	89,175	1,700	1.9
愛知	0	0	0.0	595,826	595,826	100.0	8,404	2,595	30.9
三重	0	0	0.0	292,124	292,124	100.0	0	0	0.0
滋賀	0	0	0.0	36,052	36,052	100.0	3,280	144	4.4
京都	0	0	0.0	62,497	62,497	100.0	6,246	750	12.0
大阪	0	0	0.0	0	0	0.0	759,310	20,865	2.7
兵庫	0	0	0.0	0	0	0.0	4,018	114	2.8
奈良	0	0	0.0	129,530	129,530	100.0	657	0	0.0
和歌山	0	0	0.0	0	0	0.0	1,763	0	0.0
鳥取	0	0	0.0	13,414	13,414	100.0	3,155	40	1.3
島根	0	0	0.0	426,115	425,946	100.0	0	0	0.0
岡山	0	0	0.0	423,398	423,398	100.0	505	0	0.0
広島	0	0	0.0	543,019	543,019	100.0	0	0	0.0
山口	0	0	0.0	229,873	229,873	100.0	0	0	0.0
徳島	0	0	0.0	0	0	0.0	1,091	146	13.4
香川	0	0	0.0	0	0	0.0	253	0	0.0
愛媛	953,600	953,600	100.0	248,160	248,160	100.0	168,658	0	0.0
高知	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0
福岡	0	0	0.0	199,471	199,471	100.0	6,423	1,014	15.8
佐賀	1,400,148	1,400,148	100.0	116,842	116,842	100.0	56	56	100.0
長崎	0	0	0.0	82,697	82,697	100.0	0	0	0.0
熊本	0	0	0.0	167,839	167,839	100.0	5,056	415	8.2
大分	0	0	0.0	695,455	283,535	40.8	129,321	0	0.0
宮崎	0	0	0.0	224,438	224,438	100.0	0	0	0.0
鹿児島	480,928	480,928	100.0	154,540	154,540	100.0	1,115	0	0.0
沖縄	988,875	988,875	100.0	48,371	48,371	100.0	895	320	35.8

14 県税の税率等の推移（その1）

税目		年度	29	30	31	32	33
県民税	個人	税率	(創設) 均等割 年 100円 所得割 所得税の5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%
	法人	税率	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5%	法人税割 5.4%			
事業税	事業主 控除等		基礎控除 年7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円		
	個人	税率	第1種事業 8% 第2種事業 } 第3種事業 } 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
	事業 専従者 控除等		特別所得税が事業税の第3 種事業とされた				事業専従者控除 (青色)年8万円
	法人	税率	普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5% 特別法人 8%			普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12%	
	その他		生命保険事業を収入金額課 税とし、運送業（地方鉄軌 道事業を除く）を所得課税 とした	損害保険事業 を収入金額課 税とした		地方鉄軌道事業を所 得課税とした	
	不動産 取得税	税率	(創設) 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円			
県たばこ 税 (県たばこ消費 税)	税率	(創設) $\frac{5}{115}$			税率 8%		

34	35	36	37	38	39	40	41
所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%				分離課税に係る所得割は当分の間算出税額の90%
						法人税割 5.5%	法人税割 5.8%
基礎控除 年 20万円			事業主控除と名称変更		事業主控除 年22万円	事業主控除 年24万円	事業主控除 年25万円
			第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%				
			事業専従者控除 (白色) 年 5万円				事業専従者控除 (青色) 年 10万円 (白色) 年 6万円
普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び清算所得 8%			普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び清算所得 8%		普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超及び清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び清算所得 8%		
					(免税点) 土地 5万円 家屋 (建築) 15万円 家屋 (その他) 8万円		
			税 率 9%				

税目		年度	42	43	44	45	46	47
県民税	個人	税率				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47年度 1.3% (ロ) 48, 49年度 1.6% (ハ) 50, 51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額		
	法人	税率	均等割 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人 年1,000円 上記法人以外の法人等 年600円			法人税割 5.6%		
	事業主	事業主控除等	事業主控除 年27万円			事業主控除 年32万円	事業主控除 年36万円	事業主控除 年60万円
事業税	個人	税率						
	事業専従者	事業専従者控除等	事業専従者控除 (青色) 年12万円 (白色) 年8万円	事業専従者控除 (青色) 年17万円 (白色) 年11万円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年15万円			事業専従者控除 (白色) 年 16万5千円
	法人	税率						
業税	個人	その他						
	個人	税率						
不動産取得税								
県たばこ税 (県たばこ消費税)		税率10.3%						

48	49	50	51
	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50, 51年度 1.6%</p> <p>(3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)</p>		<p>均等割 年額 300円</p> <p>均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下である法人等 年額1,800円</p> <p>法人税割 6.2% (中小法人等…5.2%)</p>
	<p>法人税割 5.2%</p>		
<p>事業主控除 年80万円</p>	<p>事業主控除 年150万円</p>	<p>事業主控除 年180万円</p>	<p>事業主控除 年200万円</p>
<p>事業専従者控除 (白色) 年17万円</p>	<p>事業専従者控除 (白色) 年19万2千5百円</p>	<p>事業専従者控除 (白色) 年27万5千円</p>	<p>事業専従者控除 (白色) 年40万円</p>
	<p>普通法人 年350万円以下 6% 年350万円超700万円以下 9% 年700万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8%</p> <p>〔ただし、昭和49年5月1日から昭和50年4月30日までの間に終了する法人については次による〕</p> <p>普通法人 年300万円以下 6% 年300万円超600万円以下 9% 年600万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年300万円以下 6% 年300万円超及び清算所得 8%</p>		
<p>(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円</p>			

税目		年度	52	53	54
県	個人	税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得 (52～56年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (52～54年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>		
		税率	<p>均等割</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円</p> <p>(3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下である法人 年額 2,000円</p>	<p>均等割</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 100,000円</p> <p>(3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 20,000円</p> <p>(4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円</p>	
事業	個人	事業主控除等	事業主控除 年220万円		
		税率			
	法人	事業専従者控除等			
		税率			
税	法人	税率			
		その他			
不動産取得税					
県たばこ税 (県たばこ消費税)					

55	56	57
<p>均等割 年額 500円 所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (55～57年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>	
	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円</p> <p>法人税割 6.0% (中小法人等…5.0%)</p>	
	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については 3% 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については 税額から4分の1に相当する額を減額する〕</p>	

税目		年度	58	59
県民税	個人	税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と合計額</p>	
			法人	税率
事業税	個人			
事業税	法人			
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	60	61	62
県民税	個人	税率	均等割 年額700円	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合</p> <p>(a) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (61～63年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額</p>	
		税率			
	事業人	事業主控除等	事業主控除年240万円		
		税率			
	業人	事業専従者控除等	事業専従者控除(白色)年45万円		
		税率			
税人	税率				
	その他				
不動産取得税			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された		
県たばこ税(県たばこ消費税)		昭和60.4.1以降の売渡し等分税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 〔ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき160円を加算〕	従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和62年12月31日まで延長 従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和63年3月31日まで延長	

税目		年度	63	元	
県	個人	所得割	所得割	所得割	
			税率	税率	
			税率	税率	
民	個人	所得割	所得割	所得割	
			税率	税率	
			税率	税率	
税	法人	税率			
	利子割	税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行		
	事業主 控除等	税率			
事業	個人	事業専従者 控除等	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 600,000円 その他の事業専従者 年 450,000円	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8% 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9%〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得 8% 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9%〕	
			法人	税率	
			その他		
不動産取得税				住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された	
県たばこ税 (県たばこ消費税)			従量割の税率の引上げ等の特例措置について平成元年3月31日まで延長	名称が道府県たばこ税に変更された 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	

2	3	4
<p>所得割</p> <p>(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>(2) 資産合算課税制度の廃止</p> <p>(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成5年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 550万円以下の金額 2%</p> <p>550万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成10年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成9年度) 1.6%</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 (経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用)</p>
	<p>法人税割 5.8%</p> <p>(中小法人等…5.0%)</p>	
<p>事業専従者控除 (白色)</p> <p>配偶者である事業専従者 年800,000円</p> <p>その他の事業専従者 年470,000円</p>		
		<p>住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された</p>

税目		年度	5	6
県民	個人	税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3%</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%）</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合</p> <p>78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>みなし法人課税制度廃止</p>
		法人	税率	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円</p>
	利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等	事業主控除 年 270万円	
		税率		
	法人	事業専従者控除等		
		税率		
法人	その他			
不動産取得税				<p>宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講ずることとされた</p>
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	7	8	9	
税	民	個人	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%	均等割 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額	
			法人	税率		
			利子割	税率		
			事業主控除等	税率		
業	税	個人	事業専従者控除等			
			事業専従者控除等	事業専従者控除(白色) 配偶者である事業専従者 年 860,000円 その他の事業専従者 年 500,000円		
		法人	税率 その他			
地方消費税		(創設) 平成9年4月1日から施行			1 譲渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25	
不動産取得税		住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた		宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた	
県たばこ税(県たばこ消費税)					平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	

税目		年度	10	11
県民税	個人	所得割	<p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止</p>
		税率		
	法人	税率		
	利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等		事業主控除 年 2,900,000円
		税率		
	専従者控除等			
	法人	普通法人	<p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超800万円以下 8.4%</p> <p>年800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 11%</p>	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p>
特別法人		<p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕</p>	
収入金額課税法人			収入金額課税法人 1.3%	
その他				
地方消費税				
不動産取得税			住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された	
県たばこ税 (県たばこ消費税)				平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円

12	13	14	15
<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%</p>		<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率(平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>
<p>宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた</p>	<p>住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成16年6月30日まで3年間延長された</p>		<p>税率 4% 〔ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については標準税率を3%とする特例措置が講じられた〕 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた</p>
			<p>平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円</p>

税目		年度	16
県民税	個人	税率	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 1% ※ (イ)について、税率1%の特例を創設 (～平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6% (創設(平成16年1月～))
			配当割 上場株式等の配当等に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等) に係る税率 3%)
			株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の) 譲渡による所得に係る税率 3%)
			法人税率
	利子割	税率	
事業税	個人	事業主控除等	
		税率	
	法人	事業従者控除等	
		税率	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等所得割</p> <p>年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人所得割</p> <p>年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% 〔ただし、一定の協同組合等については年〕 10億円超 7.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% 〔ただし、一定の協同組合等については年〕 10億円超 7.9% 収入金額課税法人 収人割 1.3%</p>
その他			
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

17	18
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>	
	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成21年3月31日まで3年間延長された住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置を講じたうえ廃止された〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長された</p>
	<p>平成18年7月1日以降の売渡し等分</p> <p>税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円</p> <p>旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円</p>

税目		年度	19
県 民 人 税	個 人 税	所得割 税率	所得割
			(1) 一律 4%
			(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率
			(イ) 長期譲渡所得 2%
			(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)
			① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
			(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得
			① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
(ニ) 短期譲渡所得			
① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%			
② 国等に対する譲渡である場合 2%			
(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%			
上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.2%			
(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%			
(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率			
①又は②のいずれか多い金額			
① 4.8%			
② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)			
法人	税率		
利子割	税率		
事 業 税	個人	事業主 控除等	
		税率	
	法人	事業 専従者 控除等	
		税率	
業 人	法 税率		
	その他		
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

20	21
<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 （平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率） 5% 3%）</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%）</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成21年度） 1.2%</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等に係る配当等に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%〕</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%〕</p>
<p>右に掲げる法人以外の法人 （資本金等1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%</p> <p>所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超800万円以下 4.0%</p> <p>年800万円超及び清算所得 5.3%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7%</p>	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長された〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長された</p>
<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用</p>	

税目		年度	22	23
県民税	個人	税率		配当割 〔上場株式等の配当に係る税率 5%〕 (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% 〔(平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)〕
		法人	税率	
	個人	税率		
	個人	税率		
事業税	事業主控除等	税率		
	事業従者控除等	税率		
	法人	税率	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% 〔ただし、一定の協同組合等に〕 ついては年10億円超 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% 〔ただし、一定の協同組合等に〕 ついては年10億円超 4.3% 収入金額課税法人 収入割 0.7%	
個人	税率	右に掲げる法人以外の法人(資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%		
その他	税率			
地方消費税				
不動産取得税				
県たばこ税(県たばこ消費税)		平成22年10月1日以降の売渡し等分	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	

24	25
<p>所得割 退職所得に係る10%の税額控除の廃止 (平成25年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>
<p>税率 4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する</p>	
	<p>平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>

税目		年度		26	27																																																																																									
県民税	個人	税率	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成29年3月31日までの譲渡) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当割) 5% 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等) 5%	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで																																																																																										
			法人	税率	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用																																																																																									
			利子割	税率																																																																																										
事業税	個人	事業主控除等																																																																																												
		税率																																																																																												
	事業専従者控除等																																																																																													
業人税	法人	税率	<table border="0"> <tr> <td>右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)</td> <td></td> <td>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち 資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</td> <td></td> <td>資本金等1億円超の法人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.48%</td> <td>所得割</td> <td></td> <td>付加価値割</td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.2%</td> <td>年400万円以下</td> <td>3.4%</td> <td>資本割</td> <td>(0.96%)</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td></td> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>5.1%</td> <td>年400万円以下</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>年400万円以下</td> <td>2.2%</td> <td>年800万円超</td> <td>6.7%</td> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>(0.4%)</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>3.2%</td> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得</td> <td>6.7%</td> <td>年400万円以下</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超</td> <td>4.3%</td> <td>特別法人</td> <td></td> <td>年400万円超800万円以下</td> <td>(0.9%)</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得</td> <td>4.3%</td> <td>所得割</td> <td></td> <td>年800万円超</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年400万円以下</td> <td>3.4%</td> <td>年800万円超</td> <td>(1.9%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>年400万円超</td> <td>4.6%</td> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔ただし、一定の協同組合等に〕 については年10億円超 5.5%〕</td> <td></td> <td>法人の所得</td> <td>(1.9%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得</td> <td>4.6%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔ただし、一定の協同組合等に〕 については年10億円超 5.5%〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入金額課税法人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>収入割</td> <td>0.9%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち 資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等		資本金等1億円超の法人		付加価値割	0.48%	所得割		付加価値割	0.72%	資本割	0.2%	年400万円以下	3.4%	資本割	(0.96%)	所得割		年400万円超800万円以下	5.1%	年400万円以下	0.3%	年400万円以下	2.2%	年800万円超	6.7%	年400万円超800万円以下	(0.4%)	年400万円超800万円以下	3.2%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	6.7%	年400万円以下	1.6%	年800万円超	4.3%	特別法人		年400万円超800万円以下	(0.9%)	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	4.3%	所得割		年800万円超	3.1%			年400万円以下	3.4%	年800万円超	(1.9%)			年400万円超	4.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3.1%			〔ただし、一定の協同組合等に〕 については年10億円超 5.5%〕		法人の所得	(1.9%)			ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	4.6%					〔ただし、一定の協同組合等に〕 については年10億円超 5.5%〕						収入金額課税法人						収入割	0.9%			
		右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち 資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等		資本金等1億円超の法人																																																																																								
付加価値割	0.48%	所得割		付加価値割	0.72%																																																																																									
資本割	0.2%	年400万円以下	3.4%	資本割	(0.96%)																																																																																									
所得割		年400万円超800万円以下	5.1%	年400万円以下	0.3%																																																																																									
年400万円以下	2.2%	年800万円超	6.7%	年400万円超800万円以下	(0.4%)																																																																																									
年400万円超800万円以下	3.2%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	6.7%	年400万円以下	1.6%																																																																																									
年800万円超	4.3%	特別法人		年400万円超800万円以下	(0.9%)																																																																																									
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	4.3%	所得割		年800万円超	3.1%																																																																																									
		年400万円以下	3.4%	年800万円超	(1.9%)																																																																																									
		年400万円超	4.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3.1%																																																																																									
		〔ただし、一定の協同組合等に〕 については年10億円超 5.5%〕		法人の所得	(1.9%)																																																																																									
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	4.6%																																																																																											
		〔ただし、一定の協同組合等に〕 については年10億円超 5.5%〕																																																																																												
		収入金額課税法人																																																																																												
		収入割	0.9%																																																																																											
その他	税率	※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用		※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。 下段()内の税率については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用。																																																																																										
地方消費税		1 譲渡割 一定税率 63分の17 2 貨物割 一定税率 63分の17																																																																																												
不動産取得税				税率 4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置に〕 については平成30年3月31日まで3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する																																																																																										
県たばこ税 (県たばこ消費税)																																																																																														

県税の税率等の推移（その2）

税目	年度	29	30	31	32	33	34	35
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税, 地 方税として の入場税を 含む。)		入場税を国税に移譲し, 第3種の施設の利用に 対し娯楽施設利用税を 課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踊場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競 技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円			ゴルフ場に対し定額 課税を採用した 1人1日 200円			
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税, 遊興飲食税)		芸者等の花代 100% カフェー・バー等20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円 1品価格 50円以下	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用		芸者等の花代及びカ フェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の 飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下			

税目	年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税, 地 方税として の入場税を 含む。)		(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の税 率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%				(1) ゴルフ場の 定額課税の税 率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴ ルフ場所在市 町村に対して 1/6交付				
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税, 遊興飲食税)		◎ 名称を料理 飲食等消費税 に変更した (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の 消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館におけ る宿泊の料金 (1泊につき 2食までの料 金を含む) 10% (旅館における 基礎控除) 800円				(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店 等における特定 の奉仕料(料金 の10%以下等) は課税標準から 控除することと した			(税率) 1人1回の消費 金額 10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	

46	47	48	49	50	51
ゴルフ場所在市町村に対して 1/3交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税を定額課税に統一 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して 1/2交付			
(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	

税目	年度	52	53	54	55	56	57	58	59	60
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税)		(1) ゴルフ場（ゴ ルフ場に類する 施設を含む。） の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税 (月額) 税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円						(1) ゴルフ場（ゴ ルフ場に類する 施設を含む。） の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税 (月額) 税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税)		(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基 礎控除) 2,000円				(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基 礎控除) 2,500円		

61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された (3) 税率 1人1日800円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付											
			名称が特別地方消費税に変更された(税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/5の範囲内で交付						(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して1/2の範囲内で交付			平成12年4月1日から廃止	

税目 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税)															
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税)															

県税の税率等の推移（その3）

税目	年度	27	28	29	30	31	32	
自動車税			普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円			トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた	
軽油引取税						(創設) 税率 1キロリットル 6,000円	税率 1キロリットル 8,000円	
その他		附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された 漁業権税が廃止された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税は廃止された	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された			

税目	年度	33	34	35	36	37	38
自動車税		二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 14,000円 1.5リットル以下 15,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 7,000円 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円	
軽油引取税			税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円		
その他		狩猟者税の税率が改正された					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された

39	40	41	42	43	44	45	46
	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円						
税率 1キロリットル 15,000円							
		(鉱区税) 石油又は天然 ガスの鉱区に 係る税率が現 行(試掘90円 採掘180円)の 2/3に引き下 げられた		自動車取得税 (目的税)が創 設され法定外 普通税として の自動車取得 税が廃止され た 税率 3% 免税点10万円	自動車取得税 の免税点 15万円		狩猟免許税の 税率が改正さ れた 入猟税の税率 が改正された

税目	年度	47	48	49	50	51	52
自動車税		バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円				普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員の40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円	
軽油引取税						税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の暫定税率)	
その他				自動車取得税の 税率 自家用自動車で 軽自動車以外の もの 5% 自動車取得税の 免税点 30万円 (2年度間の暫 定措置)		自動車取得税の暫定措置をさら に2年度間延長	鉦区税 } 税率が改正 狩猟免許税 } された(現 入猟税 } 行の2倍)

53	54	55	56	57	58	59
	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円					普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用乗車定員30人超40人 以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円
暫定税率が 2年度間延 長された	税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率) 昭和54年6月1日から実施				暫定税率が 2年度間延 長された	
自動車取得 税の暫定措 置がさらに 2年度間延 長された	狩猟免許税の名称が狩猟者登録 税に改められた	自動車取 得税の暫 定措置が さらに3 年度間延 長された			鉦区税, 狩 猟者登録税 及び入猟税 の税率がそ れぞれ現行 の1.1倍程 度に改正さ れた 自動車取得 税の暫定措 置がさらに 2年度間延 長された	

税目	年度	60	61	62	63	元	2
自動車税						乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車（三輪車を除く）との車種区分を廃止した	
軽油引取税		暫定税率が3年度間延長された			暫定税率が5年度間延長された		
その他		自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された			自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された		自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		税率 1キロリットル 32,100円 (平成10年3月31日までの暫定税率)					暫定税率が5年度間延長			
		自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された					自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された			

税目	年度	14			
自動車税	トラック（三輪の小型自動車を除く。）				
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1トン以下	6,500円	5トン超6トン以下	22,000円	
	1トン超2トン以下	9,000円	6トン超7トン以下	25,500円	
	2トン超3トン以下	12,000円	7トン超8トン以下	29,500円	
	3トン超4トン以下	15,000円	8トン超	29,500円に8トンを超える部分1	
	4トン超5トン以下	18,500円		トンまでごとに4,700円を加算した額	
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）				
	1トン以下	8,000円	5トン超6トン以下	30,000円	
	1トン超2トン以下	11,500円	6トン超7トン以下	35,000円	
	2トン超3トン以下	16,000円	7トン超8トン以下	40,500円	
	3トン超4トン以下	20,500円	8トン超	40,500円に8トンを超える部分1	
	4トン超5トン以下	25,500円		トンまでごとに6,300円を加算した額	
	けん引自動車				
	営業用		自家用		
	小型自動車	7,500円	小型自動車	10,200円	
	普通自動車	15,100円	普通自動車	20,600円	
	被けん引自動車				
	営業用				
	小型自動車		3,900円		
	普通自動車で8トン以下のもの		7,500円		
	普通自動車で8トン超のもの		7,500円に8トンを超える部分1		
			トンまでごとに3,800円		
		を加算した額			
自家用					
小型自動車		5,300円			
普通自動車で8トン以下のもの		10,200円			
普通自動車で8トン超のもの		10,200円に8トンを超える部分1			
		トンまでごとに5,100円			
		を加算した額			
※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額					
営業用		自家用			
1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円		
1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円		
1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）					
営業用		自家用			
一般乗合用		一般乗合用以外			
30人以下	12,000円	30人以下	26,500円	30人以下 33,000円	
30人超40人以下	14,500円	30人超40人以下	32,000円	30人超40人以下 41,000円	
40人超50人以下	17,500円	40人超50人以下	38,000円	40人超50人以下 49,000円	
50人超60人以下	20,000円	50人超60人以下	44,000円	50人超60人以下 57,000円	
60人超70人以下	22,500円	60人超70人以下	50,500円	60人超70人以下 65,500円	
70人超80人以下	25,500円	70人超80人以下	57,000円	70人超80人以下 74,000円	
80人超	29,000円	80人超	64,000円	80人超 83,000円	
軽油引取税					
その他	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された（平成15年4月16日施行）				

15	16	17	18	19	20
			制限税率が引き上げられた。 (標準税率の1.5倍)		
暫定税率が5年度間延長された					暫定税率が10年度間延長された
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された</p> <p>1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>など</p>		<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された</p> <p>1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円</p> <p>都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円</p> <p>3. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに10年間延長された</p>	

税目 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27
自動車税							
軽油引取税	目的税から普通税に改められた	10年間の暫定税率が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 1キロリットル 32,100円					
その他	自動車取得税が目的税から普通税に改められた	自動車取得税の10年間の暫定措置が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 自家用自動車 で軽自動車以外のもの5%			対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度延長された	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1